

## 国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

## 記

## 1 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	所在地	種目	構造	数量 (㎡)	都市計画上の制限等		売却価格 (円) ※建物付物件 は税込
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
56	小樽市入船5丁目 10番13	宅地	—	258.61	一種住居	60/200	1,370,000
58	小樽市幸3丁目 5番1、同番10、 同番11	宅地	—	1,085.32	一種低層	40/60	2,550,000
59	小樽市桜2丁目 385番1、同番2	宅地	—	617.75	一種中高	60/200	1,420,000
60	小樽市塩谷3丁目 12番13、同番15、 18番18	宅地 (宅地・ 雑種地)	—	880.05 (879.37)	一種住居	60/200	2,060,000
61	小樽市長橋4丁目 25番6、同番42	宅地	—	2,083.47	一種住居	60/200	16,613,739
	同所建物	住宅建	鉄筋コン クリート 造4階建	建 454.74 延 1,171.82	—	—	
62	小樽市若竹町 127番2、同番4、 同番17、同番21、 同番23、同番26、 166番14、同番15、 同番16	宅地	—	2,337.07	一種中高	60/200	4,190,000
63	岩内郡岩内町 字宮園59番24	宅地	—	527.85	一種中高	60/150	708,000

(注)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

## 2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

## 3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

- 4 媒介契約の契約期間  
契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。
- 5 媒介契約の内容  
一般媒介契約書(案)のとおり。
- 6 申込方法  
媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(4)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。
- (1) 提出書類
- ① 国有財産媒介申込書 1部
  - ② 法第6条の規定により交付された免許証(写) 1部
- (2) 申込書等の提出先  
北海道財務局小樽出張所管財課  
所在地:〒047-0007 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎  
電話番号:0134-23-4103
- (3) 提出期限  
令和6年5月24日(金)
- (4) 提出方法
- ① 持参による提出  
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。
  - ② 郵送による提出  
郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記(3)の期限(必着)までに提出すること。
  - ③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記8の問い合わせ先に連絡すること。
- 7 その他  
本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。
- 8 問い合わせ先  
北海道財務局小樽出張所管財課  
所在地:〒047-0007 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎  
電話番号:0134-23-4103

以上公告する。

令和6年4月5日

分任支出負担行為担当官  
北海道財務局小樽出張所長 加藤 則 明